○島田市商業活性化支援事業補助金交付要綱

令和３年３月31日
告示第89号

（趣旨）

第１条　市長は、商業の活性化を図るため、商業の活性化を目的とした事業を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（令４告示64・一部改正）

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　商業グループ　次に掲げる要件の全てを満たす５人以上の構成員からなる団体をいう。

ア　構成員のうち５人以上、かつ、２分の１以上が市内において小売業、飲食店業又はサービス業を営むものであること。

イ　代表者が市内において小売業、飲食店業又はサービス業を営む者であること。

（２）　商店街団体　商店街に事務所又は事業所を有する事業者その他市内の商店街の活性化に寄与する事業者として市長が適当と認める事業者により組織された団体であって、当該商店街で事業を行うものをいう。

（３）　商工会議所　商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所をいう。

（４）　商工会　商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会をいう。

（５）　商業等活性化会社　中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第１項第２号ロに規定する特定会社をいう。

（令４告示64・一部改正）

（補助対象事業等）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）、補助金の額及び率並びに補助金の交付の回数は、別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

（１）　政治的又は宗教的活動を目的とするものであると認められる事業

（２）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項、第５項、第11項及び第13項に規定する営業に係る事業

（３）　この要綱に基づく補助金以外の国、県、市等からの補助金、助成金等の交付の対象となる事業

（交付の申請）

第４条　補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ、規則第13条第１号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　事業計画書（様式第１号）

（２）　規則第13条第３号に規定する収支予算書

（３）　構成員等名簿（様式第２号）又はこれに準ずる書類

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第５条　規則第５条第１項第１号の市長が別に定める要件は、次のとおりとする。

（１）　補助対象事業の内容を変更しようとすること。

（２）　補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとすること。

（交付決定の通知）

第６条　市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第４号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をしたものに通知するものとする。

（変更の承認）

第７条　補助金の交付の決定を受けたものが第５条各号に規定する変更をしようとするときは、規則第13条第５号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　変更事業計画書（様式第１号）

（２）　規則第13条第３号に規定する変更収支予算書
（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
２　市長は、前項に規定する補助金交付変更承認申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第６号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をしたものに通知するものとする。
（実績報告）
第８条　補助金の交付の決定を受けたものは、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第７号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（１）　事業実績書（様式第１号）
（２）　規則第13条第３号に規定する収支決算書
（３）　補助対象事業の実施の状況が分かる写真又は書類
（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付確定の通知）
第９条　市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第８号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けたものに通知するものとする。
（補助金の請求）
第10条　補助金の交付の確定を受けたものが補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第９号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。
（財産の処分の制限の期間）
第11条　規則第12条の５ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）とする。
（その他）
第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。
（島田市にぎわい商店街支援事業補助金交付要綱の廃止）
２　島田市にぎわい商店街支援事業補助金交付要綱（平成17年島田市告示第88号）は、廃止する。
附　則（令和４年３月28日告示第64号）
この告示は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和７年３月21日告示第45号）
（施行期日）
１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この告示による改正後の島田市商業活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
３　この告示の施行の際現に提出されている改正前の様式第１号による事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）は、改正後の様式第１号による事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）とみなす。
別表（第３条関係）
（令４告示64・令７告示45・一部改正）

補助対象事業	補助対象者	補助金の額及び率	補助金の交付の回数
１　イベント事業（商業の活性化を目的としたイベント（市内で行うものに限	商業グループ	当該事業に要する経費の２分の１以内の額と	一の補助対象者に対して、１年度につき１回に限るものとする。

る。)を行う事業をいう。以下同じ。)		し、10万円を限度とする。	
2　商店街整備事業(商店街の魅力の向上を目的とした施設整備、環境整備、緑化等を行う事業をいう。以下同じ。)	商店街団体、商工会議所、商工会及び商業等活性化会社	当該事業に要する経費の２分の１以内の額とし、30万円を限度とする。	一の補助対象者に対して、１年度につき１回に限るものとする。
3　魅力ある買い物環境創出事業(魅力ある買い物環境づくり支援事業費補助金交付要綱(昭和63年５月23日付け中企第96号静岡県商工部長通知)第３(１)に規定する事業をいう。以下同じ。)	商店街団体、商工会議所、商工会及び商業等活性化会社	当該事業に要する経費の３分の２以内の額とし、1,000万円を限度とする。この場合において、当該事業に要する経費のうち、店舗の改修に要する経費については、400万円を限度とする。	一の補助対象者に対して、１年度につき１回に限るものとする。
4　その他事業(１の項から３の項までに掲げるもののほか、商店街を訪れる者の増加その他の商業の活性化に寄与するものとして市長が認める事業をいう。以下同じ。)	商業グループ、商店街団体、商工会議所、商工会及び商業等活性化会社	当該事業に要する経費の２分の１以内の額とし、30万円を限度とする。	一の補助対象者に対して、１年度につき１回に限るものとする。

様式第１号(第４条、第７条、第８条関係)

(令４告示64・令７告示45・一部改正)